

環境農林水産常任委員会資料

令和6年7月17日

環境森林部

【その他報告事項】	ページ
1 森林計画制度の運用による森林の有する多面的機能の発揮について	3～9
2 本県における路網整備の状況について	10～13

(1) 森林の有する多面的機能の発揮に向けた考え方

【森林の有する多面的機能】

- | | | |
|----------------------|---|------------|
| ① 木材等生産機能
(経済的機能) | { | 木材生産 |
| | | 特用林産物生産 |
| ② 公益的機能 | { | 国土保全 |
| | | 水源涵養 |
| | | 生物多様性保全 |
| | | 地球温暖化防止 など |

- ・ 森林の有する多面的機能は国民に広く享受されており、森林は公共財としての性質を有しているものの、多くが私的財である。
- ・ この多面的機能を永続的に享受するには計画的な森林整備が必要であるが、私的財である森林の取扱いの制限や強制を行うことは財産権に抵触する。

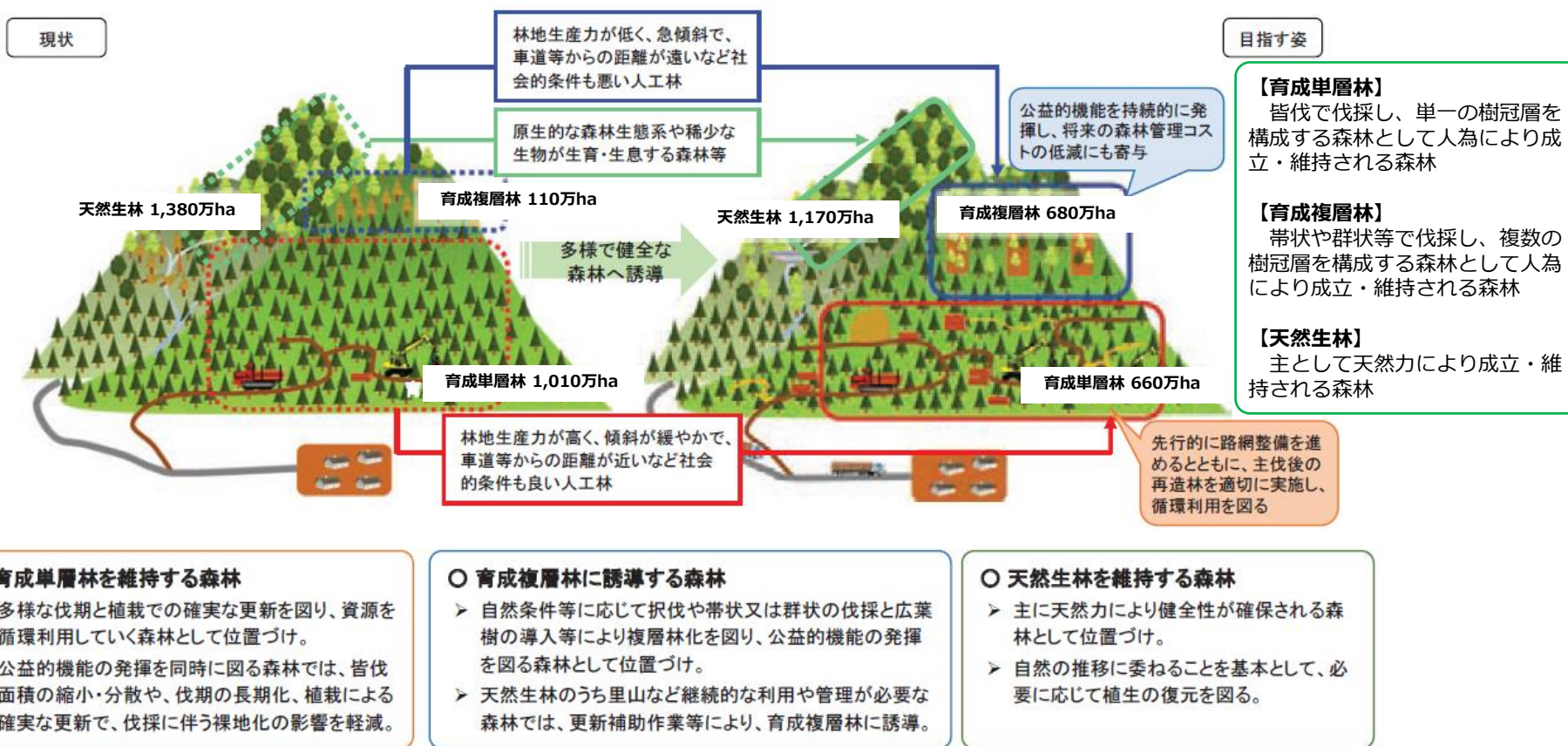


このため、国、県、市町村では森林の有する多面的機能の発揮に向けた「森林の状態」や「誘導の考え方」について目標を定めるとともに、森林計画制度や各種の補助事業等の施策を講じている。

(2) 森林の誘導の考え方

- ・ 充実した人工林資源を最大限活用するとともに、効率的かつ効果的に森林を整備・保全し、公益的機能を持続的に発揮。
- ・ 地域の状況を踏まえ、①傾斜が緩く集落から近い森林など林業経営に適した森林では、多様な伐期と植栽での確実な更新を図ることによる資源の循環利用、②奥地水源など条件不利地等では、針広混交林化、広葉樹林化を推進していく必要。

■ 森林の誘導の考え方



(3) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

国は、多様な森林がバランスよく存在する「指向する森林の状態（概ね100年後）」に向け、望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定。

<目標とする森林の状態>

(単位：万ha)

	育成単層林	育成複層林	天然生林	合 計
令和 2 年（現況）	1,010	110	1,380	2,510
令和22年（20年後）	970	190	1,340	2,510
指向する森林の状態（概ね100年後）	660	680	1,170	2,510

※森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）より抜粋

※森林面積は、10万ha単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある

育成複層林：育成単層林へ広葉樹導入による針広混交林化



国内の44の広域流域に目標面積を配分

【本県（大淀川広域流域）】

<目標とする森林の状態>

(単位：万ha)

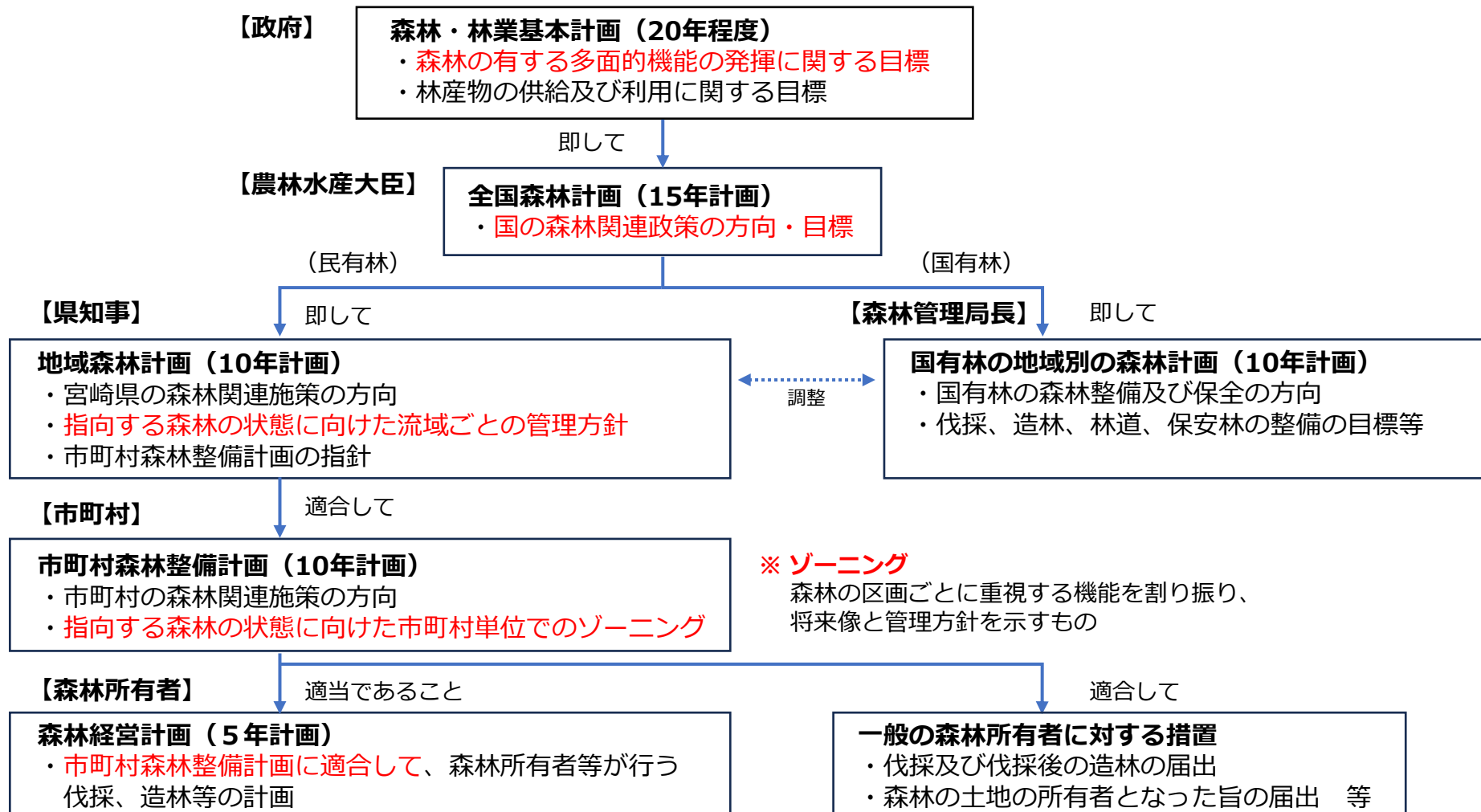
	育成単層林	育成複層林	天然生林	合 計
令和 2 年（現況）	33.5	0.6	24.5	58.6
令和22年（20年後）	32.9	1.6	24.0	58.6

※森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）より抜粋

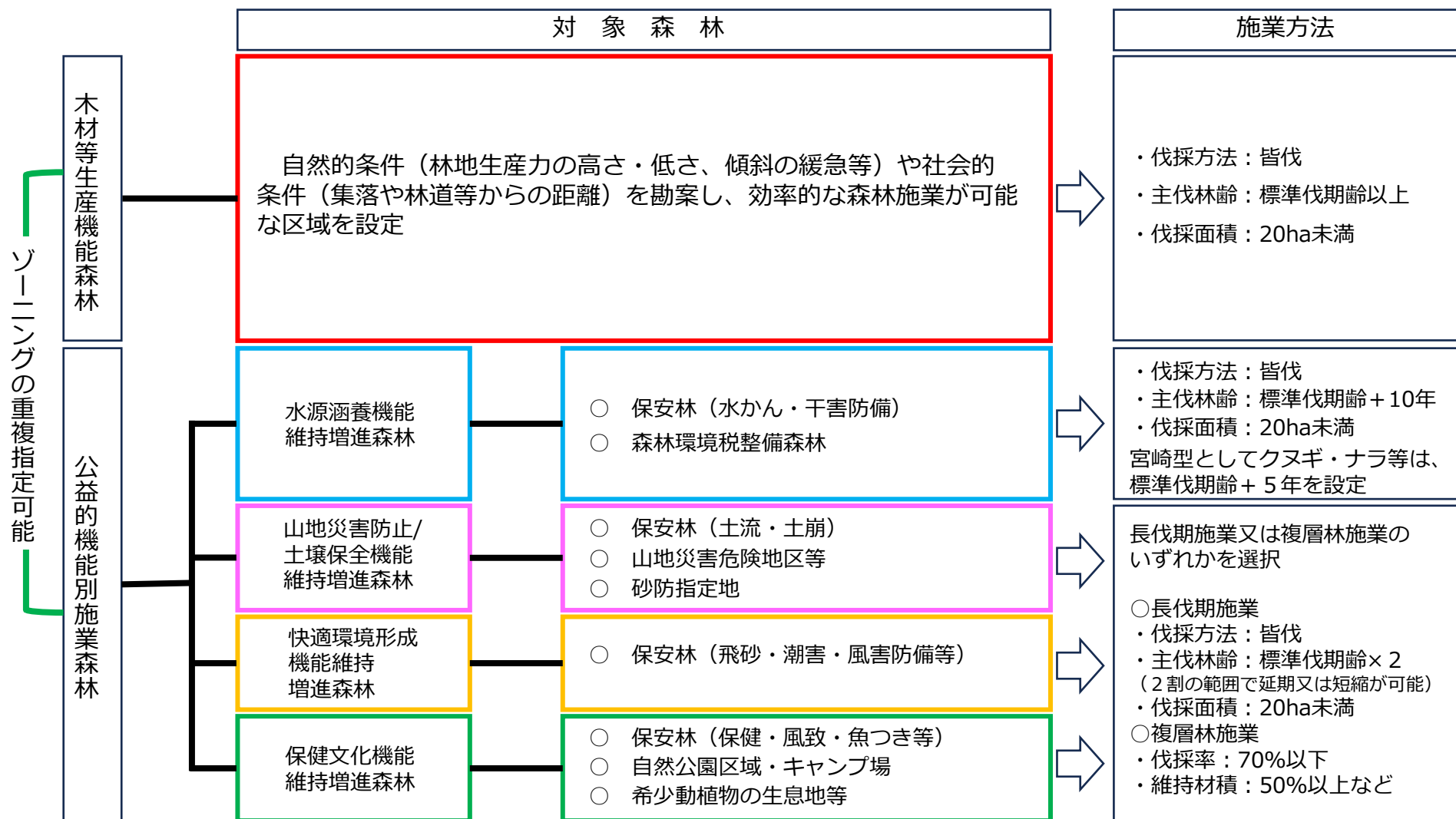
※森林面積は、四捨五入のため、計が一致しない

(4) 森林計画制度の体系

森林の誘導に向けた考え方等については森林計画制度を通じて、県、市町村、森林所有者等が策定する計画へ反映されるよう、体系化されている。



(5) ゾーニングの考え方

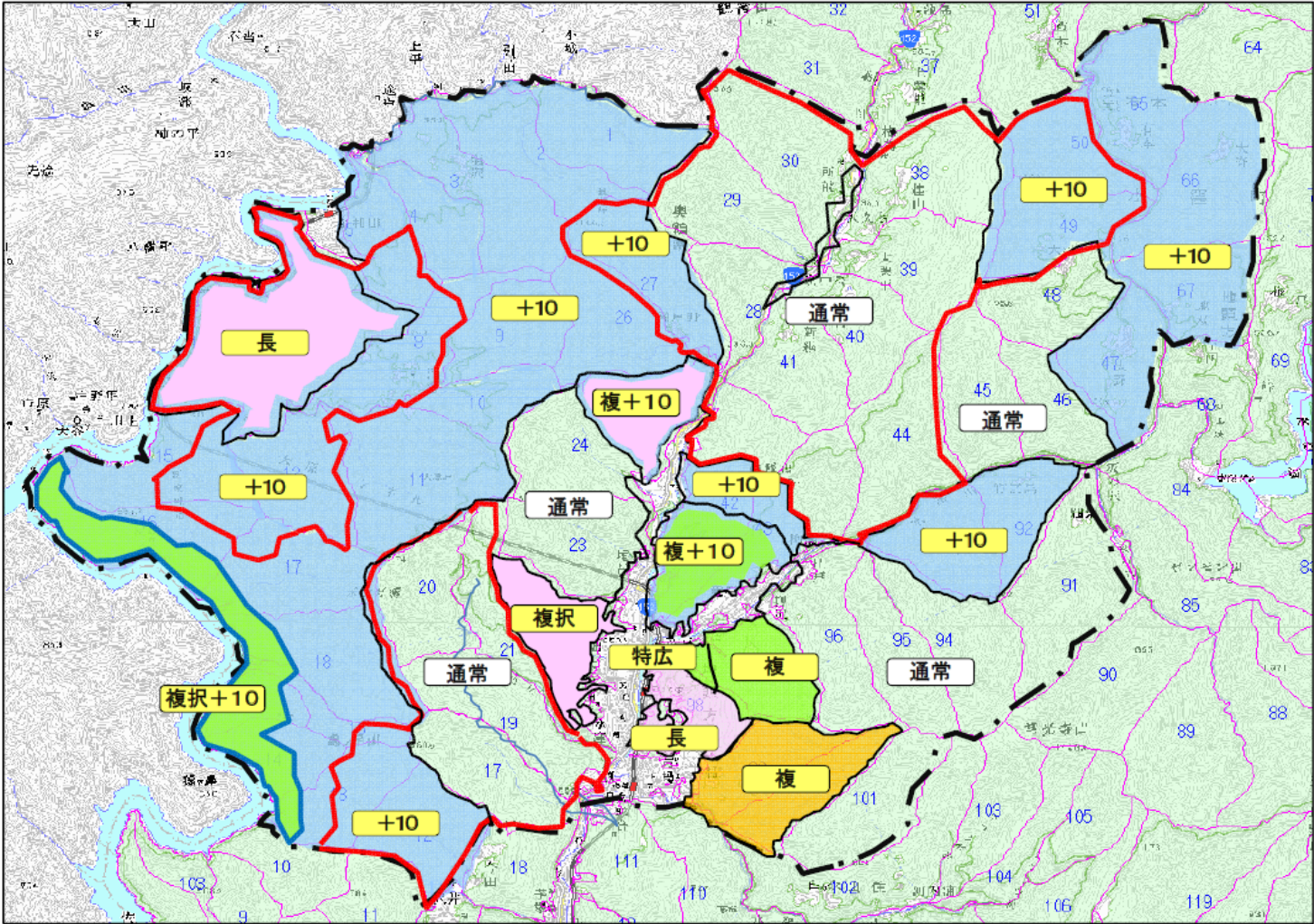


(6) ゾーニングのイメージ

ゾーニングの種類	
実公益的機能適用する森林区域の	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (生物多様性保全に係るもの)
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

○施業の方法

施業種(誘導の方法)	凡例
通常の施業	通常
伐期の延長を推進すべき森林	+10
長伐期施業を推進すべき森林	長
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	複
択伐による複層林施業を推進すべき森林	複択
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特広



出典：森林総合監理士（フォレスター）基本テキスト

(7) ゾーニングに基づく施業計画及びその実行支援

【森林経営計画】

森林所有者等が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画で、森林ごとに定められたゾーニング及び施業種に基づき、具体的な施業を計画する。

林班	小班記号	小班番号	一連番号	ゾーニング 生産	ゾーニング 公益1	ゾーニング 公益2	施業種	択伐採率	面積	林種	樹種	混交歩合	林齢	伐採計画時期	主伐 間伐	皆伐 択伐	伐採率	伐採面積	伐採立木材積	造林計画時期	造林方法	造林樹種	造林面積	ha当たりの 造林本数
22	ア	37	2	生産	-	-	皆伐		0.11	人・単層	スギ		62	R02	主伐	皆伐	100	0.11	56	R03	人工	スギ	0.11	2000
22	ア	38		生産	-	-	皆伐		0.27	人・単層	ヒノキ		62	R02	間伐	単木	20	0.27	15					
22	ア	38	1	生産	災害	-	長伐		0.18	人・単層	スギ		59											
22	ア	39		生産	災害	-	長伐		0.11	人・単層	ヒノキ		36	R02	間伐	単木	20	0.11	4					
22	ア	39	1	生産	災害	-	長伐		0.24	人・単層	スギ		14											

【補助事業等による主な実行支援】

① 森林整備事業（公共）

計画に基づく森林整備（人工造林、下刈、除伐、間伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等）を実施する者に対して補助金を交付

② 森林計画特別控除

所得税や相続税の控除等

例) 計画に基づき山林を伐採、譲渡した場合、山林所得の計算上その収入金額（伐採搬出の必要経費を控除した額）の20%に相当する金額を控除
ただし、収入金額が2,000万円を超える部分については10%

(1) 路網整備の推進について

持続的な森林経営を実現するためには、効率的な森林の整備や森林資源の有効活用を図るとともに、山村地域の生活環境等を改善する必要があることから、林道・林業専用道・森林作業道を効果的に連絡させ、低コスト林業と山村地域の発展に寄与する森林路網ネットワークの整備を推進している。

また、効率的な木材輸送を目指した林道整備（開設・改良・舗装）を進めるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により災害に強い路網整備に取り組んでいる。

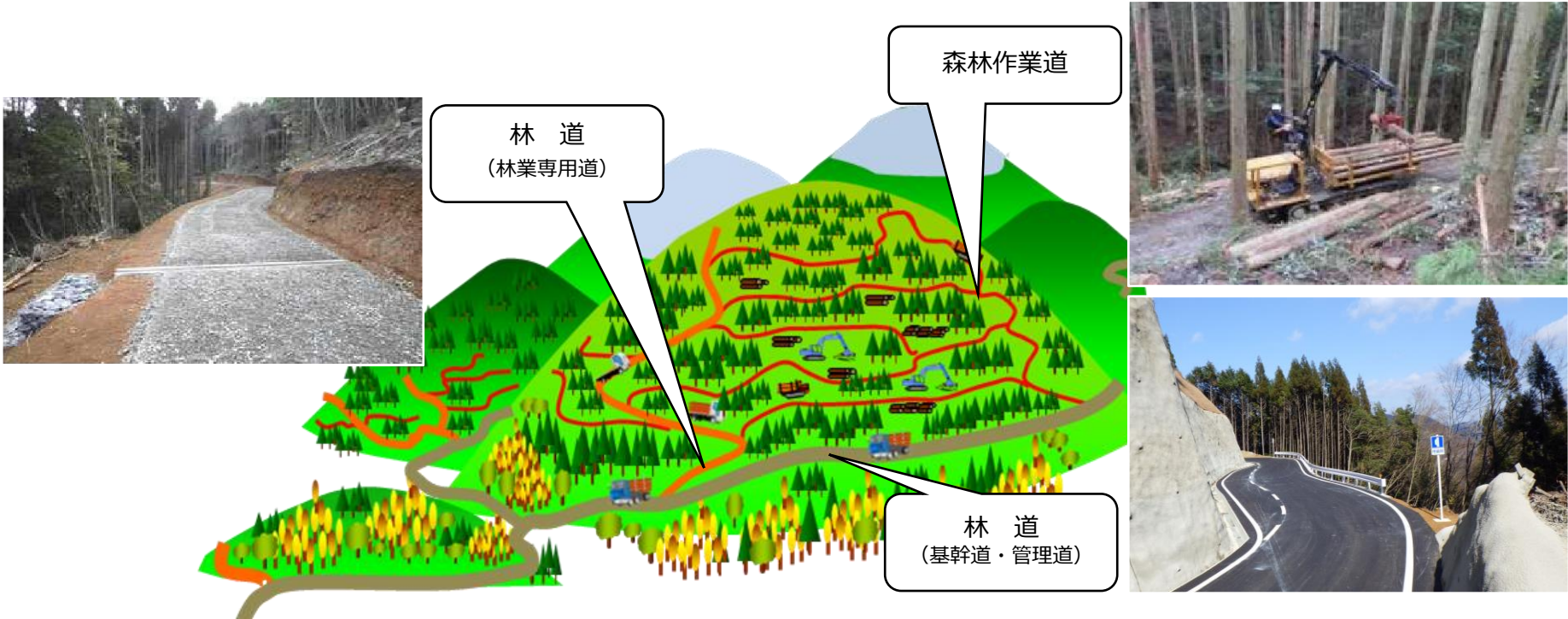
① 効率的な木材輸送を目指した林道整備

効率的な木材輸送のため、林道の高規格化を図り、大型車両が伐採現場までアクセスできるよう林道を延伸しつつ、セミトレーラ等の大型車両が安全・安心に通行できる幅員や縦断勾配、線形により、開設、改良及び舗装に取り組んでいる。

② 災害に強い路網整備

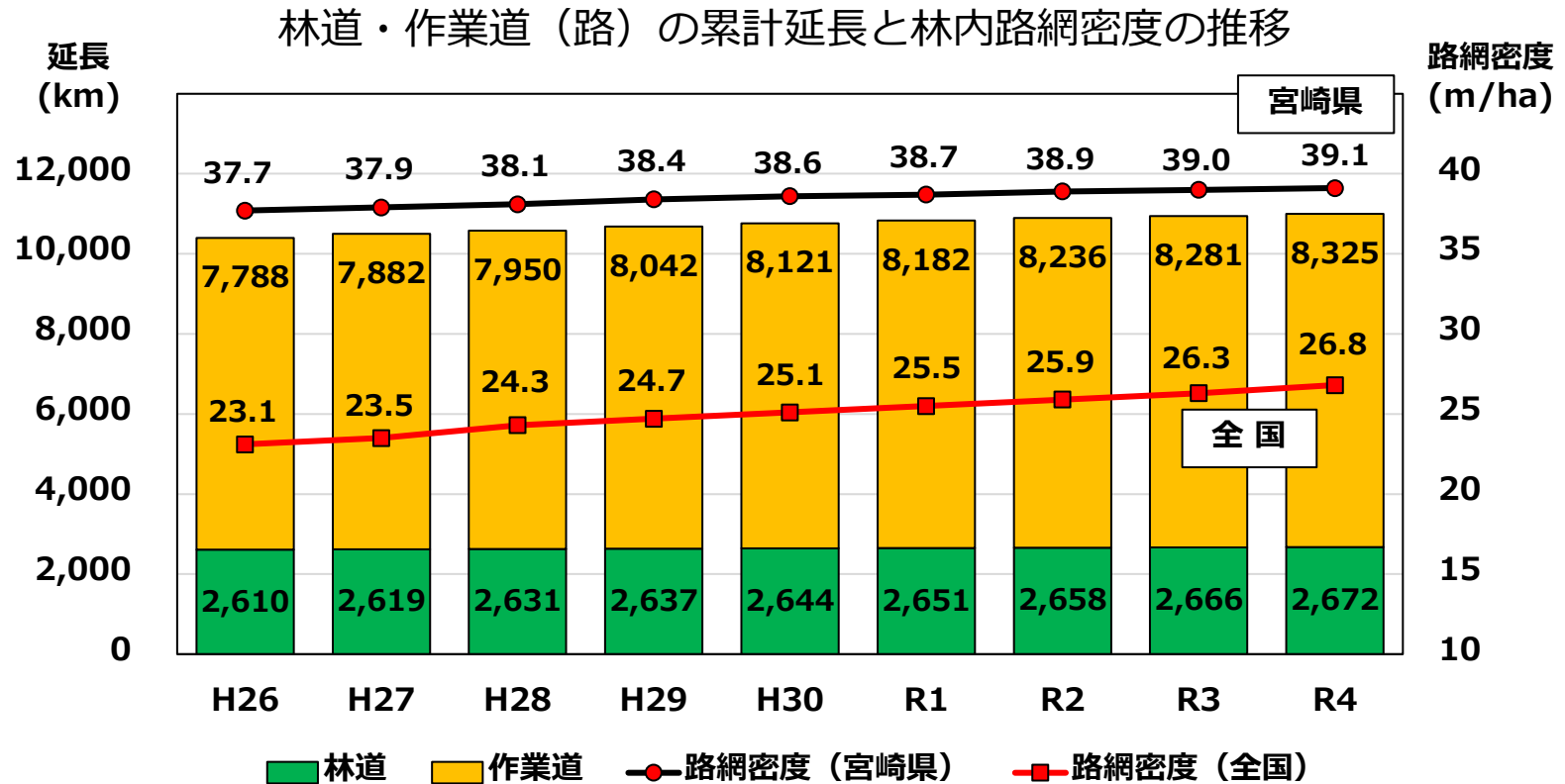
災害の激甚化に対応するため、河川や溪流の影響を受けにくい線形で計画するとともに、排水施設の適切な設置により、強靱な路網整備に取り組むことで、被災時、国県道等の迂回路として使える災害に強い林道整備を推進している。

また、森林作業道においても、地形や地質に配慮し、強固なものとなるよう整備を進めている。



区 分		役 割
林道	基幹道・管理道 (幹線) 全幅員 4.0～5.0m	・ 国県道等と連絡し、木材運搬や森林施業の幹線道路で、セミトレーラ（20t積）が走行 ・ 災害時の迂回路など、地域インフラとなる道路
	林業専用道 (支線) 全幅員 3.6～4.0m	・ 林道（基幹道、管理道）と森林作業道をつなぎ、トラック（10t積）が走行
森林作業道 (分線) 全幅員 2.5～3.6m		・ 主に林業機械が走行 ・ 森林所有者や林業事業体などが森林施業のために利用

(2) 林内路網の状況

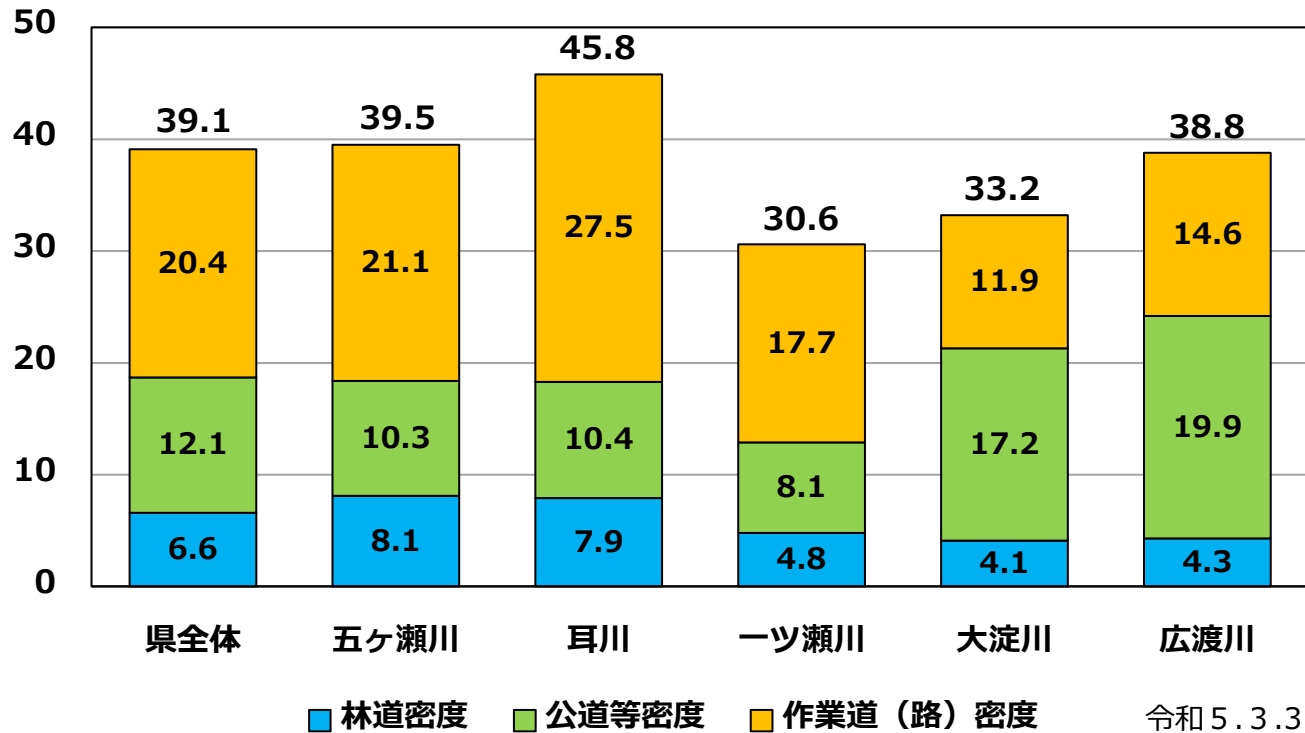


※ 林内路網密度 = (公道 + 林道 + 作業道等) ÷ 森林面積 (資料：森林経営課)

- 令和4年度末の累計延長は、林道 2,672km、作業道 8,325km
- 本県の林内路網密度は 39.1m/ha（全国平均は 26.8m/ha）

路網密度
(m/ha)

流域別の林内路網密度の状況 (R4)

令和5.3.31現在
(資料：森林経営課)

- 林内路網密度は、耳川流域が 45.8m/haと最も高く、一ツ瀬川流域が 30.6m/haと最も低い。
- 第8次森林・林業長期計画における目標値は、R7年度 39.7m/ha、R12年度 40.6m/ha。